

# 所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの所定の疾病を発症した場合みおける施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合のみ評価されることになりました。

介護老人保健施設なんな苑の所定疾患施設療養費加算について厚生労働省の規定に基づき、算定状況について公表します。

当施設では、令和7年4月より所定疾患施設療養費（Ⅰ）を 令和7年10月より所定疾患施設療養費（Ⅱ）の条件を満たし、算定しております。

## 所定疾患施設療養費加算Ⅱ算定要件

- 1 所定疾患施設療養費(Ⅱ)については、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものとする。
- 2 所定疾患施設療養費加算と緊急時施設療養費加算は同時に算定することはできない。
- 3 所定疾患療養費加算の対象となる入所者の状態は次の通りである。
  - イ) 肺炎（検査を実施した場合に限る）
  - ロ) 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
  - ハ) 带状疱疹
  - ニ) 蜂窩織炎
  - ホ) 慢性心不全の憎悪
- 4 算定するにあたっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。  
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- 5 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。  
公表に当たっては、介護サービス情報の公表を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 6 当該介護保険サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

令和7年度算定状況(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	2	1		1	1			2				8
	日数	7	12	7		7	7			17				57
尿路感染症	件数	3	1	3	4	2	3		1	2	1	1	2	23
	日数	16	7	18	22	14	14		6	13	7	7	14	138
带状疱疹	件数									1				1
	日数									7				7
蜂窩織炎	件数	2	1		1									4
	日数	13	7		7									27

※令和7年10月1日より所定疾患療養費加算 ii を算定しております

主な治療内容

肺炎	血液検査、胸部レントゲン、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服投与又は点滴注射、喀痰吸引など 診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤内服又は点滴注射、水分補給(経口及び点滴)など 診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服投与、軟膏の塗布、消炎鎮痛剤の外用又は内服投与など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います。
蜂窩織炎	抗生剤の点滴注射又は内服投与など診断結果にもとに適宜必要な治療を行います。